

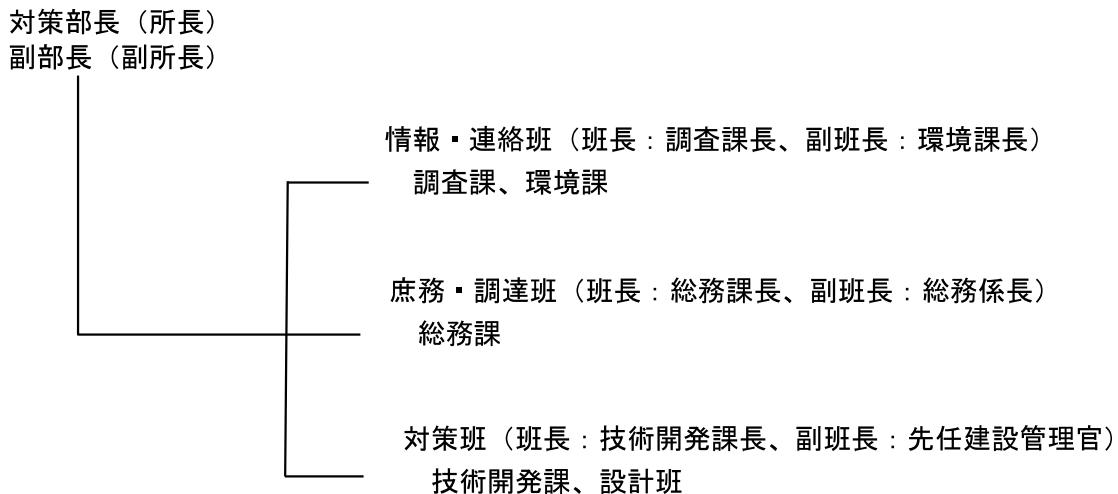
発令基準

神戸港湾空港技術調査事務所 地震・津波災害対策部 体制発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	①事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ②気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	①事務所管内で震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合 ②気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合 ③港湾空港部関係地震対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
非常体制	①事務所管内で震度6弱以上（但し、大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合 ②気象庁が事務所管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合 ③地震、津波等により港湾施設等に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合 ④港湾空港部関係地震対策本部長が指示した場合 ⑤対策部長が必要と判断した場合
堺2区体制	①緊急災害現地対策本部が発足した場合

注) 事務所管内とは、近畿地方整備局港湾空港部管内の範囲をいう。

神戸港湾空港技術調査事務所 油流出災害対策部 組織表



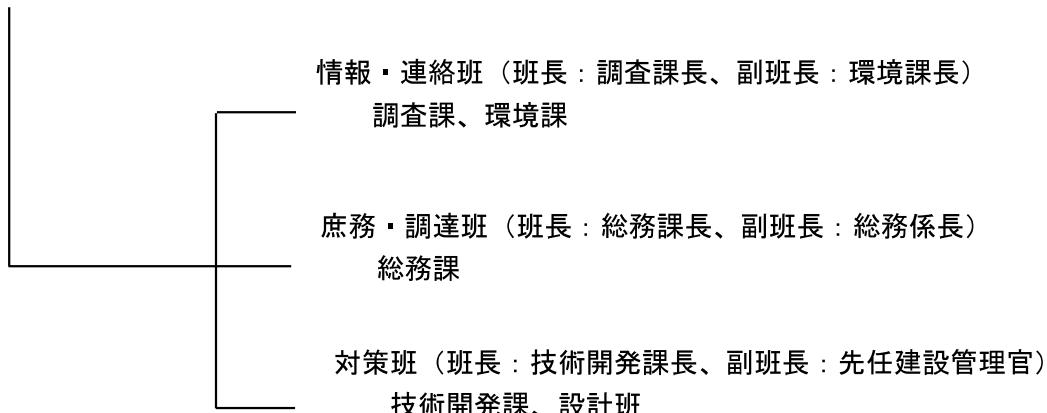
2. 発令基準

神戸港湾空港技術調査事務所 油流出災害対策部 体制発令基準

体制別	発 令 基 準
注意体制	① 海上へ油流出が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ② 海上へ油流出が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	① 海上油流出事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合
非常体制	① 海上油流出事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合

神戸港湾空港技術調査事務所 海上災害対策部 組織表

対策部長（所長）
副部長（副所長）



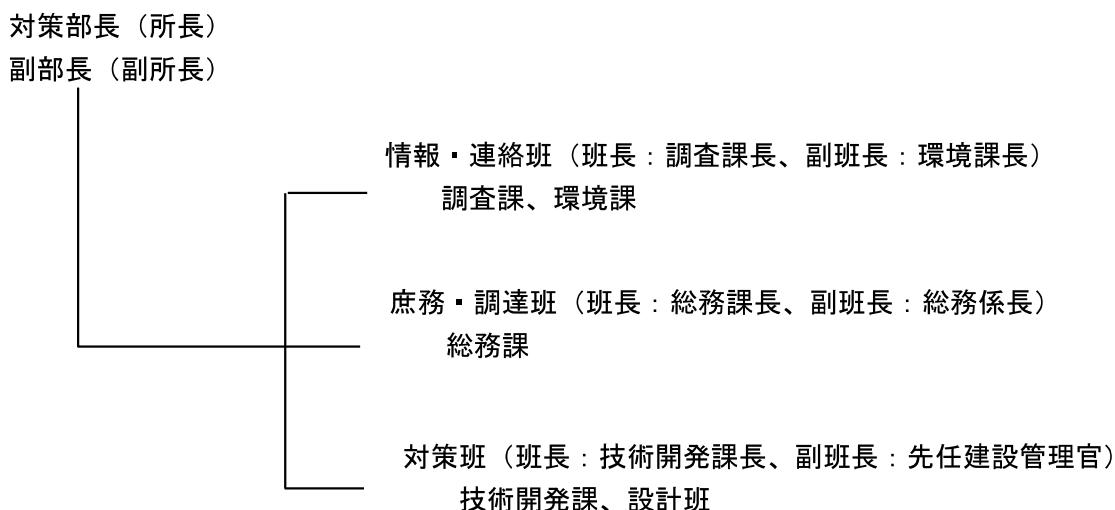
2. 発令基準

神戸港湾空港技術調査事務所 海上災害対策部 体制発令基準

体制別	発令基準
注意体制	<ul style="list-style-type: none">① 海上事故が発生し、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に影響が生じると想定される場合② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合③ 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none">① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合④ 対策部長が必要と判断した場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none">① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合④ 対策部長が必要と判断した場合

注) 事務所管内とは、近畿地方整備局港湾空港部管内の範囲をいう。

神戸港湾空港技術調査事務所 港湾危険物等災害対策部 組織表



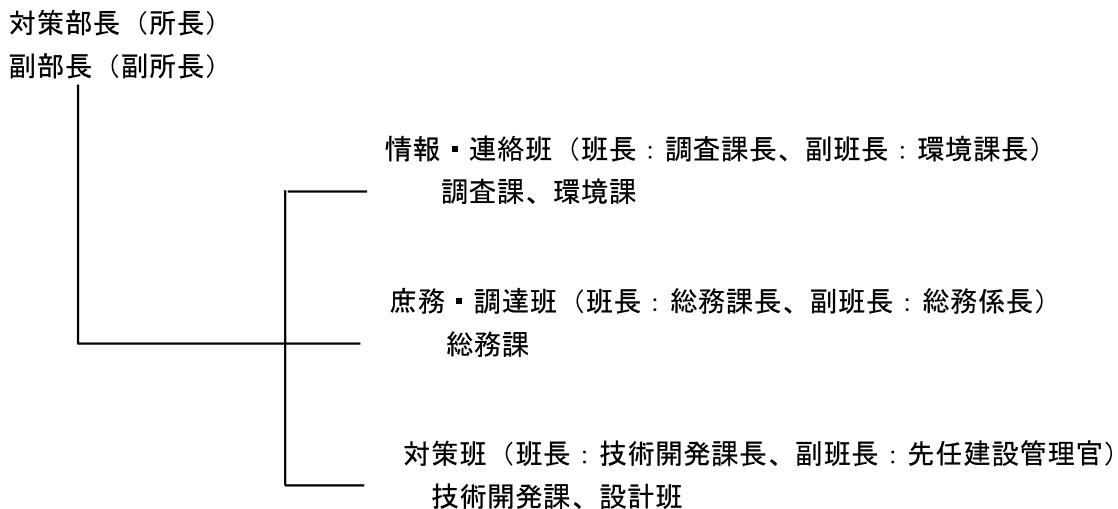
2. 発令基準

神戸港湾空港技術調査事務所 港湾危険物等災害対策部 体制発令基準

体制別	発令基準
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ② 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合

注) 事務所管内とは、近畿地方整備局港湾空港部管内の範囲をいう。

神戸港湾空港技術調査事務所 雪害対策部 組織表



2. 発令基準

神戸港湾空港技術調査事務 雪害対策部 体制発令基準

体制別	発令基準
注意体制	① 強い降雪の継続が予想され、国有港湾施設において重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が想定される場合 ② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が発生した場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	① 降雪により国有港湾施設に重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が発生した場合 ② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能もしくは市民生活に影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合
非常体制	① 降雪、積雪により広範囲にわたって港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生し、港湾機能の回復に相当の時間を要すると判断される場合 ② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合